

令和6年度 第3回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和7年1月8日 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所中庁舎4階第2委員会室

3 出席委員

会 長	小泉 直弘	委 員	小林 博
副会長	梶山 雅司	委 員	櫻山 義春
委 員	小賀野 大一	委 員	辻 美千代
委 員	大古 政昭	委 員	長田 茂
委 員	阿津 ゆかり	委 員	伊東 妙子
委 員	小島 直子	委 員	伊藤 良子

4 欠席委員

委 員	小林 文孝	委 員	鈴木 淹民
-----	-------	-----	-------

5 出席職員

袖ヶ浦市長	粕谷 智浩	環境管理課班長	河口 真慶
環境経済部長	鈴木 真紀夫	環境管理課副主査	能島 一樹
環境経済部次長	近藤 英明	環境管理課主事	石垣 瑠花
環境管理課副参事	吉末 孝司		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5名程度
傍聴人数	1名

7 議 題

- (1) (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再
手続版)について(諮問)
- (2) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 会長あいさつ

(4) 諮問書交付

(5) 議事

議 長 (小泉会長)

: 議長を務めさせていただきます。

議題(1)「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 資料により、説明。

資料 1 : 環境影響評価制度について

資料 2 : (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る経緯及び今後の予定について

～ 説明内容省略 ～

議 長 : ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見などある方はお願いいたします。

(意見なし)

議 長 : 次に、環境影響評価準備書の内容について、事業者を説明員として説明を求めたいと思いますが、事業者の入室を認めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事業者入室)

それでは、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)」について、説明をお願いいたします。

事業者 : 資料により、説明。

～ 説明内容省略 ～

議 長 : ただいまの事業者の説明について、補足の説明がございますので、

事務局からお願いいたします。

事務局 : 資料により、説明。

資料5 : 方法書における審議会の意見及び意見に対する準備書の記載事項について
～ 説明内容省略 ～

議長 : ただいまの事業者及び事務局の説明について、ご質問・ご意見などある方はお願いします。

長田委員 : 要約書の133ページ、60デシベルは感覚的に大きく感じるのですが、結果は現状も準備書を見たら59デシベルで変わらないからいいという話なんですか。

事業者 : ご質問等ありがとうございます。
ご質問の趣旨は133ページのどちらの数値のことでしょうか。

長田委員 : 下の図です。住宅地の場合は昼は60デシベル、そして夜の場合は50デシベルですが、60デシベルっていうのはちょっと高いかなと思うんですけど、これは59デシベルであんまり変化ないからいいのかなという理解でよろしいのでしょうか。

事業者 : そうですね、まず133ページの下の表の近傍住居等のところの表の見方からご説明させていただきます。昼間と夜間にわかれていましてそのうちの現況実測値と書いてあるところが、今の騒音値を表しています。

例えば昼間であれば地点5という場所では53デシベル、地点6というところが一番高くて59デシベルとこういった数値であります。

そのときに弊社の発電所から発生した音が、この住居地に対してどれぐらいの音が届いてるのかというところは、この予測結果の予測値というところで43デシベルとか41デシベルと書かれてるところになります。

この40デシベルは非常に小さい値だということが感覚的にご理解いただけると思うんですがそういった意味で、確かにご指摘の通り、現状は少しいる場所なのかもしれませんが、そこに弊

社からの発電所からの音が届くというのは、非常に小さい音しか届いていないと、例えば地点6で申し上げますと、59デシベル＋43デシベルが結果として59デシベルということで、現況騒音等とほぼ変わりがないと予測をしています。

ということで、今とあんまり変わってないですよっていうのが、我々のこの評価の結果ですけれどもそれに加えてですね、その右側に基準値というのが60デシベルと書いてありますが、これが国の環境基準でそれに対して59デシベルで環境基準を下回っていることから、その影響は少ないものと予測をさせていただいております。

長田委員 : わかりました。

事務局 : あともう1点といいますか、ちょっと補足でよろしいでしょうか。

議長 : はい。

事務局 : 長田委員のご質問のことについて、まず音が60デシベルというのがまずどういったどの程度の音か説明いたしますと。

ちょうどですね、今日追加でお配りしました袖ヶ浦の環境の19ページご覧いただきたいんですけども、下段の方に環境ひとくちメモのコラムを載せております。

ここにですね、騒音の例としまして、60デシベルなど例えば静かな乗用車、普通の会話そういった程度の音という目安がございます。

それに、こちら要約書の133ページで申し上げますと、43デシベルで約40デシベルといいますと、図書館とか静かな住宅地とか、そういった程度の音ということになります。

ですので、こういった会話してる中で、静かな図書館の音とかがきたときにどの程度影響を与えるかっていうと、多分ほとんど影響がないんじゃないかということをこの説明では申し上げたという解釈になるかと思います。以上でございます。

長田委員 : わかりました。

議長 : よろしいですか。

長田委員 : はい。

議 長 : 小賀野委員お願いいたします。

小賀野委員 : 方法書するときにも意見を出させていただいたのですが、西側と北側あたりは敷地が海洋に面してると思うんですがそちらの方の生物調査が一部の植物と鳥以外がなされてなくて沿岸域の生物等の調査が入っていないということについてです。

ここの生態系で一番大事なのは湿地生態系っていう淡水性の生態系だと思うんですが、そちらの調査において、淡水魚、淡水貝、水草そういったものの調査がなされておられません。

保全措置に、この湿地生態の保全っていうのが一切入っておらず、陸域の植物の種の播種が生物保全措置として入ってるんですが、水鳥の貴重種が出てる中でそういったものの保全措置が一切なされてないっていうところです。

こちらの方のお考えを教えてくださいなと思います。

議 長 : それではお願いします。

事業者 : ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですね、スライド8ページを出していただければと思います。ご指摘の点は、この北側の海域での動植物調査をしないのかとのご指摘だというふうに理解をしております。

こちらにつきましては弊社の発電所は排水を出さない、さらに通常の発電所のように温水を出すことがないとそういったことから海への直接的な影響はないものというふうに考えております。

影響がないところに対して調査をするというのは環境アセスメントの手続きとしては違うものというふうに思っておりますので、今回海の調査については行っておりません。

そして2つ目この敷地中で水草とかの調査をしていないのかというご指摘ですけれども、こちらにつきましては陸域の植物の項目にてこの敷地の中にあります水辺も調査をしておりますし、ただいまご指摘のあった湿地という環境も、陸域の植物という観点で全て調査をさせていただいて、その調査結果がこちらの準備書に載っているものとなっております。

3つ目、水鳥の保全措置はないのかというご指摘ですけれども、こちらにつきましては、陸域の動物という中で鳥についても調査をさせていただいております。

ここの敷地に飛来する鳥というのは確かにいるんですけれども、例えば営巣しているとか、そういった行動・利用はないというふうな今回調査結果になっております。

またですね、周辺の環境を見ても類似の環境があるというところも確認できたことから、水鳥を直接保全するような保全措置は今回検討をしておりません。以上となります。

小賀野委員：1点目に関しては、方法書ของときにも同様に伺ったのですが、騒音とかの影響で沿岸の海の中の貝類・魚類・藻とか、そういった沿岸にいる生き物に対する影響がないのかっていうことを、それから、大雨が降ったときに盛り土からの影響が本当に全くないのか調査をしていただきたっていう話を方法書のときにさせていただき、わかりましたという回答だったと思うのですがいかがでしょうか。

事業者：「わかりました」とも「実施します」とも弊社が答えた認識はないのですが。

小賀野委員：わかりました。そのような影響がない全くないことから、調査の必要がないと認識されているとのことでよろしいでしょうか。

事業者：調査をした上で影響がないのか、事業特性に基づいて影響がないと判断するのか、その2つがあると思うんですけれども、今回については我々の事業特性においては、そういった水が直接海域に流れ出るとか、そういったことがないと我々は考えています。

また、今回の環境アセスメントにおける審査結果といたしまして、調査対象項目とならないとご判断をいただいたので環境影響評価項目としては選定せず、準備書の手続きを進めたということでご理解いただければと思います。

小賀野委員：海にそういった汚れが流入することは一切ないのでしょうか。

事業者：例えば工事のときに少し泥というか、掘削中に水が流れ出ますけ

れどもそれは全て集水をして、水質の管理をした上で、敷地の中の水路に流させていただくということです、その時点で水質が管理された状態での排水ということで考えます。

小賀野委員：水路から海に行くことは一切ないのでしょうか。

事業者：水路は他社さんの水路になりますので、その水路の先がどうなっているのかはわからないため弊社としてはお答えできないんですけれども、その水路に流す時点で、弊社としては海に直接流しても問題のないような数値で管理させていただく予定です。

小賀野委員：水が汚れるだけで水路の生物って大きく影響されてしまうのですが。

事業者：準備書27ページをご覧くださいれば水質管理値が書いてあるんですけども、第2.2-7表 工事中の排水の水質管理値というページがあります。

こちらの方でこの工事中の排水の水質管理値を書かせていただいております。発電設備工事と、その周辺のですね、ガス管等のユーティリティ工事で分けさせていただいていますが、水質管理値としては一番多い発電設備工事であれば50mg/LでSSを管理する。また、pHについては5.8から8.6ということで管理させていただいております。

発電設備工事にてどれぐらいの排水が出るのかというのは、上の第2.2-8図の方に書いておまして一番多いときにですね、1日に1万1400tほど出るといった想定や、排水中のSSの濃度を50mg/Lで管理した上でこの他社さんの排水路に流させていただきます。

そのあとの排水は他社さんの排水と混ざり、その先はどうなっているのかは他社さんの話なので弊社が答えるというところではございませんが、その上で海域に流れていくということになります。

小賀野委員：次の質問にします。湿地生態系で鳥が生息しているけどそこに居座って繁殖してるわけではないと説明がありましたが、基本的に例えばカワセミがいてカイツブリがいて、コサギがいてダイサギがいてバンがいてオオバンがいて非常に生物多様性の高い地域であ

るんですが、それらが飛来してるっていうことは餌資源がそこにあるっていうことになるんですが、餌資源の調査は一切してないんで、水中の魚類とかの調査をきっちりやるべきじゃないかなと思います。

湿地はほぼ埋まってしまう予定だと思うんですが、そこはやっぱりきっちり調査をやらないと、そこが重要な場所ではあるかそうでないかっていうのは判定できないと思うんですが、それで保全措置に一切湿地生態系それからエコトーンの話がないので、そちらも調査するべきじゃないかなっていうふうに私どもは考えております。

事業者：弊社が今回工事をする範囲に貝がいてそれを鳥が捕ってるんじゃないかという御指摘ということでよろしいでしょうか。

小賀野委員：工場を作る場所に今言ったような鳥類の飛来地にいるっていうことは、そこで何らかの生息の営みをしてるということになるのではないのでしょうか。

事業者：可能性はあると思いますが、ここの敷地の水路というのは、川が流れ込んできたものではなくて、雨水を排水するための水路なんですね。なので、その水路に基本的に貝とかですねそういった生物はいないものというふうに考えております。

小賀野委員：いないとの話ですが、調査をしたほうが良いのではないのでしょうか。

事業者：主に対象区域実施区域の水路で確認されたものはおっしゃるとおり、カイツブリやバン、オオバン、あとカワセミもいます。ただ主にこれらの種が確認された水路はですね、今回改変されず、工事後も維持されていく水路です。なので、これらの種については影響がないと判断させていただいております。

小賀野委員：水路のうえに建物は建ちますでしょうか。

事業者：水路の上には建たないです。

小賀野委員：水路に生息している希少種ってということで、それらだけでなく多くのトンボ類なんかも、かなり貴重なものが出てるんですけども、そういったものについてもきちんと調べてからの影響評価をしないといけないんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

事業者：この水路は閉鎖系であり、周りとの繋がりもないというようなところで、かつ改変もされないことから、今回のような判断をさせていただきます。

小賀野委員：貴重種のトンボ類も結構出ていることから、水路の中にヤゴが生息してるはずなんです。

事業者：草地などでトンボがいるんですけど、どこの水路を拠点としてヤゴが孵ったのかわからないのですけれども、主だった水路自体は何もいじらないということですので影響は少ないと判断しています。

小賀野委員：水路は残るとしても、多くの湿地性植物がなくなるという状況になると、そのエコトーンがなくなるわけですから、やっぱりそれらに関してきちっと環境保全措置に関してはしっかりやるべきじゃないかなと思うんですが。

事業者：今ご指摘いただいた湿地性植物なんです、この水路はですね、割と急な護岸でして、明確なエコトーンが存在しないようなところと思っています。

また、湿地性植物というのは確かにその水路とは少し離れたところに生育しており、例えばですね、オオアゼテンツキですとか、タコノアシですとかカワヂシャというのがこれに当たるんですが、これらは多くの生育場所が消失しますので、保全対策をしっかりきっちり取っていききたいと、このように考えております。

小賀野委員：環境保全措置に関してどうお考えですか。

あと、移植とか相手方に移すだけではなく、その代替地みたいなものはお考えになっているんでしょうか。

事業者 : 代替地、環境保全措置ですが代替措置ということですね。近辺に既存のビオトープがございまして、そちらのほうで新たな生育地として対策をしております。

小賀野委員 : そちらは湿地生態系っていう扱いでしょうか。

事業者 : はい、そうです。

小賀野委員 : 面積的にはやはりかなり小さくなるっていうことでしょうか。

事業者 : そうですが、条件的にできることはしっかりやっていきたいと考えております。

小賀野委員 : 方法書のとくに、質問と同時に聞きしたんですが、資材置き場とか駐車場とかあたりの場所が終わった後に、そこが使える可能性もあるかなみたいな話をしたような気がするんですが、そちらの方は何か具体的なお考えがあるんでしょうか。

事業者 : 今のご指摘の件ですけれどもスライド10ページの右の図で、発電所の下側にですね、資材置き場ということでグレーで塗られている範囲、ここをご指摘のことだと思いますが、こちらについてはおっしゃる通り発電所の建設時だけ資材置き場として使用すると、その後についてはこちらの出光さんの土地で建設工事が終わった後は出光さんに返してしまいますので、その後の利用については我々にはできないというふうになっております。

小賀野委員 : 湿地ビオトープはどこに作るんですか。

事業者 : ビオトープは既存のビオトープが近隣にありますので、そこに弊社の方で発見された重要種を移植させていただきます。

小賀野委員 : この図でどちらになるんですか。

事業者 : 具体的な場所は●●(種の保護の観点により非公開)なんですけれども、そちらの方も今回調査の範囲としてそこで動植物調査をしているんですが湿地を人工的に作っている場所がございまして

そちらの方に場所を少しお借りさせていただいてそこに湿生植物を播種していくということで考えております。

小賀野委員：この影響評価書に書かれてる種だけの話ですか。

事業者：環境アセスメントの中で見つかって、かつ、多数が消失してしまうものを3種今回取り上げていますが、この3種を移植すると、そういうことです。

小賀野委員：基本的に種だけを保全・保存するっていうのは昔の考えで、やはりその生態系をまとまり持って保全していくっていうのが今の考え方だと思うんですが、その重要種だけを扱うという発想じゃない方がいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それと面積的に10分の1以下になりそうなんですが、そちら面的な面もやはり確保できないかなとは思いますが。

実はここの生態系がものすごく種多様性が高くておそらく多分袖ヶ浦市の中でも一番ぐらい種の多様性の高い、この調査結果だけから見ると、そのぐらい多くの種が出てる。そして貴重種が出てる。ものによっては一時は絶滅したと思われていた種まで何種か出ているという、そういう場所なんでやはり気合入れて守ってもらいたいなっていうのが本音のところなんです。

市の環境を守っていく立場の人は思うことは同じと思うのですがいかがでしょうか。ちょっと予算とかそういったいろんな経済的なものが大きく影響するのはわかるんですが、非常に多くの種、具体的に言うと、私は一昨年に9kmぐらい離れた小櫃河口干潟の学術調査をやってるんですが、そこと比べても種多様性がほとんど変わらないぐらい多くの在来種が出てます。

こんなところ多分他にない、さっき他に似たような場所があるからそちらに行くだろうみたいな話がありましたけど、そうではないんじゃないかなっていうふうに思ってるんで考えていただければいいかなと。

もちろん工事どうのこうのっていう話ではなくって、それに匹敵するような保全措置をしていただきたいなっていうのが正直な話です。

事業者：ご意見いただいて、ここの種が非常にその生物多様性に重要な種

であるということは弊社も理解をしたところでございます。

ただ、この敷地自体が工業専用地域ということで、人の手が入ることを前提として、工業の発展のために整備された土地であるというふうに弊社としては理解をしております。

ここが埋め立てられたのが50年ほど前ですけどもその後出光さんがその土地を買われて、長年手付かずの状態であったと、その結果が今こういった生物環境になっているというふうに理解をしております。

ここで弊社が事業をしていく上で、可能な限り環境保全していくことはもちろん重要なんですけれども、弊社も新電力としてなるべくコストを安く電気を作っていかなければいけないという至上命題もございますので、ビオトープをまた別で作ってとかそういったことはなかなかコスト的、事業性的にも難しいのかなというふうに思っております、今回この環境アセスメントで見つかった種に対して、可能な限りに保全をさせていただくということでこのような環境保全措置をまとめさせていただいております。どうかご理解いただければと思います。

小賀野委員：立場上はちょっと理解ができません。

実は私も大規模開発の環境アドバイザーを5年ほどやってますが、やっぱり専門家の意見を聞いていただいて域外保全とか、代替湿地を作っていただいたりとか、そういった活動を5年ほどやってます。できればそういった専門家の意見を聞いて、処置をしていただきたく。

ここでいうと鳥がものすごく豊富だっていうこと、それから植物の種がすごい多いということ、それから昆虫相が実は小櫃河口域よりも実は多いっていうことも、結果として出ます。

一概に比較できないんですが、そういった中でやはり湿地生態系の保全の専門家の立場をやっぱり聞いてもらってヒアリングしてもらって、それを小さい面積しか確保できないんなら、いかにそれを有効に保全していくかっていうのをやっぱりしっかり計画立てていただきたいです。

もちろん面積を大きく確保したほうがいいんですが、モニタリングも含めてですね、しっかりやっていただきたいなってというのが学会からの派遣で来てるもんですから、それを保全措置っていうのもやっぱりきちっとやっていただきたいなってというのが本音

です。

工場の埋立地だっていうのもわかるし、コストっていう経済的なものもちろんわかるんですが、今もうネイチャーポジティブな時代ですから、できる限り増やしていこうっていうのをみんなが頑張ってる時なんで、できるだけ増やすことに貢献できるような、維持できる努力をしていただきたいなっていうのが本当の気持ちです。

事業者：今回移植という観点で専門家のヒアリング等も受けながら実施しておりますので、ご意見いただいた内容も踏まえまして、そちらの専門家の先生の方とですね、相談させていただきながら、環境保全措置を進めさせていただければというふうに思っています。

小賀野委員：植物だけじゃなくって動物層に関する専門家、具体的には鳥と昆虫だと思うんですが、調査結果を踏まえて専門家の意見を聞いてどうやったらうまく保全ができるかを煮詰めていってほしいな、私も結論がちょっと出ないんで、自分は別の場所で湿地の保全やってるんですが、湿地を保全・復元するのってものすごい大変なので今回も新たに作るっていう話になると、大変なことだと思いますから、そのところはやっぱりきちんと細かく計画を立てて進めていってほしいなって、多分維持管理にはちょっとコストがかかるかもしれませんが、そういったことをやって初めて企業の何か価値が上がっていくっていうふうにそういう時代になると思っていますので、よろしく願いしたいなと思います。

事業者：検討させていただきます。

議長：よろしいですかね。

小賀野委員：はい。

議長：他に何かご意見ございましたらお願いいたします。

梶山委員：1点目がテキストの16ページ、先ほども排水処理の話あったんですけど、こちらで水質測定箇所がありますけども、各工程において袖ヶ浦市の条例の検査項目をどの程度の頻度とするのか、それ

とも先ほどのpHとSSのリスク管理っていうお話ありましたけども、その項目に特化した項目であるのか、また、その水質管理値を超過した際のリスク管理というのをお聞かせ願いたい。

2点目がテキストの59ページですね、先ほど騒音のご質問ありましたけれども、低周波音についての質問ですね。

騒音ですと環境基準値、振動ですと規制基準とか定められたものですが、低周波音はそういったものが定められていない。

シミュレーション予測の評価では、騒音振動は本事業によって影響はない、ただ、低周波音は若干増える、これは若干ということでこの事業では問題ないという認識でいるのか、見解を聞かせていただきたい。

3点目が、テキストの95ページの産業廃棄物、この中で工事中であつたり運転開始までほとんどの割合を汚泥が占めており、脱水も含みほとんどが有効利用と記載されてるんですけども、含水率を補正してもここまでは削減できないという私個人の認識なんですけども、具体的にどのように再利用されてるのかっていうのをお聞かせください。お願いします。

議長：事業者の方からお願いいたします。

事業者：まず1点目水質の件ですね、パワーポイント16ページのことをおっしゃっているかと思いますが、運転中の排水についてのお話なんですけどその件でよろしいでしょうか。

梶山委員：そうですね。主に運転で。

事業者：運転中の排水はですね、こちらの通り排水処理設備で少し処理をして終末処理場の下水処理場の方に流させていただいて、そちらの方でもっと大きな処理をしていただくとそういったことになっております。

この水質についてはですね、袖ヶ浦市さんの条例で下水の受け入れ基準というのがございますので、それを守るように計画しているところです。

基本的に排水処理設備は水質の連続測定をして、何か水質を超過するようなことがあれば、すぐに弁は止めてですね、循環させたりだとか、場合によっては発電設備を止めると、そういったことを

やるような計画であります。

2点目の低周波音の影響についてですがスライドの59ページのことだと思います。

ご指摘の通り騒音とは少し異なって弊社の発電所の寄与というものが、例えば地点の5番で言えば71デシベルから75デシベルに上がっているということで4デシベルほど、昼間で寄与があるといったところですが、これは基本的にはその寄与があることは事業をやる以上仕方のないことかなというふうに我々思っていますが、それがどの程度の寄与かっていうことが重要だというふうに考えておまして、その隣ですね、参考値ということで100デシベルということで設けさせていただいておりますが、こちらは環境省の基準です。参考値100デシベルというのが睡眠障害が現れるデシベルというふうにいわれていますのでこちらについては十分に下回っているということから問題ないというふうに考えております。

もう一つですね、評価の観点として、準備書736ページをご覧くださいと思いますが、こちらに図を二つ掲げさせていただいております。これは低周波音ということでまず一番上の方の図はですね、建物のサッシといった設備が低周波音によってガタガタ揺れたりとかそういったことが発生するか否かとそういったことに対する評価です。上の方に点がたくさん打っているかと思いますが、例えば障子とかサッシが低周波音によって揺れるほどのデシベルということになっています。

一方で、図の下の方に「I」の字みたいな形で周波数ごとにマークを入れてると思いますが、ここが弊社の発電所の影響をプラスしたときに、発生しうるデシベル数ということで、これについてはこの上の点よりも十分に低い場所で、弊社の予測結果も出ておりますので、これについては問題ないというふうに考えております。

今度下の図が人に対する影響ということで、低周波音は人間が感じるものでありまして、やかましいとか、場合によっては体調不良を訴える方とかもいらっしゃいますけれども、その基準が下のグラフでありまして、上の方に少しグレーでハッチングされている場所があるかと思いますが。

こちらにつきましては、ここまでいってしまうと、やかましく聞こえるとかそういったレベルですが、同じく60デシベルから70デシベル前後のところですね「I」マークが入っていると

思いますけれども、そこが弊社の今回の予測結果ということで、この人間に対する影響というものがやかましいと感じるところより十分下回っているというふうに思っておりますので、こちらについての低周波音の影響が少ないものというふうに評価をさせていただきます。

続いて3つ目のご質問いただきました産業廃棄物についてですが、ご指摘の通り脱水だけでは、ここまで有効利用量は賄いきれません。

この発生量に対してですね、脱水をしてなるべく量を減らした上でその上で残った汚泥を搬出していくことになりますけれども、その有効利用の方法としては建設材料とか路盤材料の原材料として使うということを想定しております。説明以上でございます。

梶山委員 :ではまず最初の説明ですけれども、こちらはよくある事業所さんの工程管理と同様に連続測定をして、異常値が出たときには速やかに止めるということですかね。

事業者 :そうですね、まずは排水が出ていくのを止めるといったそういったことになります。

梶山委員 :こちら立ち入り検査とか入る予定があるんですかね。

事業者 :弊社も下水に流すという事例が初めてなもので、袖ヶ浦市からの立ち入り検査があるかどうかというのはちょっと今わかりかねます。

梶山委員 :2点目の低周波音ですけれどもやはり個人差があるとそこが難しくしているところはあると思うんですけども御社の認識では影響ないということによろしいんですかね。

事業者 :ゼロではありませんが、その基準とかと比較して十分に低いということから少ないというふうに考えております。

梶山委員 :わかりました。あと、エネルギー基本計画に基づいて策定されてると思うんですけども、今、第7次の案がパブコメ等出されてるん

ですけれども、第7次が施行された場合は、それに基づいて実施、あるいはこの準備書に関しては、要約書を含めて6年の11月付けなので、これに関してはもう修正はないっていう事ですかね。

それとも第7次を反映させるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

事業者 : 準備書の建てつけといたしましては、まだ第7次エネルギー基本計画は正式に出ていないものというふうに思いますので6次のものをベースに作らせていただいております。

今後、評価書に移っていきますけれども、評価書については経産省さんと相談はしますけれども、基本的には審査でご指摘を受けたものを評価書で修正するだけというふうに我々認識していますので、7次エネルギー基本計画が評価書の時点では出ていたとしても、そこは基本的には変えず、ただ、弊社の事業計画の中ではもちろん、7次エネルギー基本計画についてはしっかり対応しながら、事業計画は微修正していくものというふうに思っております。

梶山委員 : ありがとうございます。

かなりの事業になりますので各工程のリスク管理、リスク評価というものも今一度御社の方で定めていただいでですね、現場に落とし込んでいただけると、安全安心な工程管理ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 : それでは他にご意見ございますか、伊東妙子委員お願いします。

伊東委員 : 昨年から審議委員関係審議委員になった長浦駅前在住の伊東です。

普通の主婦しかやってないんですけれどもここに移住したのが13年前で、初めて来たときにこんなに空気が悪いところっていうのが印象でした。ベランダなんかもベトベトな油もあって、でもこのところずっとベトベトが少なくなった気がします。

そして、石油のときの発電所が中止になったっていうのを聞いたときに、近所の人とこの暑いのに電力止まらなかったねとかそういう話をしてる類の主婦なんですけど、実際に生活しているとですね、夜に音が響くのは確かなんです。

臭いもどっから来るかも、市原の方も工業地帯ですし、どこから

来るかもわからないんですけど臭いはきついんです。

騒音のレベルで言うとその基準値が60デシベルのところ、現況は59デシベルそして、測定してるところが地点6は国道16号の方ですので、そこから比べてもまた騒音のレベルが低くなってるだろうと思うんですけど、ただ地形が山っていうか、谷みたいなところっていうのもあるだろうしそこがどこから来るかわからないんですけど、確かに夜3時頃「ゴー」という音がするのは家族とか近所の人ともちょっと話すことはあります。

だから、できるだけ騒音とか、臭い、ばい煙を削減するような方向をもし稼働するという方向であれば、できるだけ少なくしてほしい。自分が13年前に来てから、自分の責任であることは確かなんです。そのもっと環境の自然っていうかそういうところだったので、だから人より臭いがきつい昔から住んでるこちらの方に聞くと前より全然いいですよっていうような話は聞きます。

でもそれが私にはちょっと生活しづらいところは確かにあるということを、一応一市民として、ご理解いただければというふうに思っております。

事業者：ご指摘ありがとうございます。今回のですね、環境アセスメントを通じて同じようなご意見を住民の方々からもたくさんいただいているところでございますので、そういった状況であるということは弊社としても重々理解をしております。

弊社の親会社の東京ガスもですね、袖ヶ浦LNG基地ということでもう50年ほどこちらの地で操業させていただいておりますので、袖ヶ浦の住民の皆様としっかり対応しながら進めていくことが重要だというふうに考えておりますので、今のご指摘を踏まえましてしっかりとそういった環境の対策はした上で、事業を進めさせていただければと思います。

議長：他に何かご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか、私から何点かご質問させていただければと思います。

スライドの10ページの図を出していただいてよろしいですか。小賀野委員のときに使ってた図のところなんですけれども、この図を参考にしながら場所を教えてくださいたいのが、準備書の105ページで、3.1.3の1の(2)に土壤汚染対策法の記述が

載ってると思うんですけども、この一番最後のところに、「なお、対象事業実施区域に「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が指定がある。」というふうに書かれてるんですけども、この図の中でどの辺が区域になってるかっておわかりになりますでしょうか。

事業者 : この区域に指定されているというのは、弊社の工事に伴って指定されている地域になってございますので、基本的には弊社の発電所を建てる場所とその南側の資機材置場ですね、そちらが土壤汚染対策法の形質変更時届出区域になっております。

議長 : その中で物質って何が対象になってますか。

事業者 : ヒ素とフッ素だと思いますが、確認させていただいて、後日回答でもよろしいでしょうか。

議長 : 承知しました。この水色の地域についてはもう区域指定を受けてるってこと認識でよろしいでしょうか。

事業者 : はい、先日、千葉県さんの方に申請させていただいております。

議長 : 承知しました。そういう状況の中でですね、私の方から教えていただきたいのが、準備書の27ページ工事中の排水の処理フローについてご説明があったと思いますがこの中で第2. 2-8図と表の2. 2-7表でここで工事した排水が水質管理値としてね、SSとpHだけしか管理してないよってということで、この処理槽の中の処理装置だとか管理については、土壤汚染対策法の対象となっている物質についてどうお考えでしょうか。

事業者 : はい、そちらにつきましては、こちらの準備書は環境影響評価法に則ったものでございますので、この環境影響評価法で取り扱うべき物質についてこちらでは記載させていただいております。

ただ一方で土壤汚染対策法については施工方法であるとかどうか、水質を管理していくかというのはですね、今後千葉県さんと相談させていただいて、物質の管理をしっかりと土壤汚染対策法に基づいてやらせていただきたいというふうに考えております。

議 長 : その土壤汚染対策法で、水質の溶出量なり含有量で多分引っかかってるかと思われますけれども、そこで工事に伴ってこのＳＳ分とかに吸着した物質が水質測定箇所からですね、工事中なので多分ＳＳだとかｐＨとかがアセスの中で対象になっているということでしょうけれども、そういった工事で、その土を改変して、その水処理をかけて凝沈だけでそういうものが落ちるのかっていうところですね。

そこら辺について、今後、県のほうと協議していくところもあるんでしょうけれども、そういったものの排水の管理っていう考え方はどのように考えられているのでしょうか。

項目にないからっていうことですが、有害物質の関係もありますがその辺をどう考えられますか。

事業者 : 決して測定をしないというふうに申し上げたのではなくて、この準備書は環境影響評価法に基づいたものなので、それに関連するＳＳとｐＨで記載させていただいております。

一方で土壤汚染対策法に基づいた水質測定も必要だというふうに考えておりますが、その調整というのがまだ千葉県さんと終わってないところもございますので、その調整結果に基づいて、そちらについては土壤汚染対策法でしっかりやらせていただくというふうに考えております。

議 長 : わかりました。私の言わんとするところはその土壤汚染対策法の処理の云々ところではなくて、その土壤汚染対策法で改変したときに、その水は排水処理に流れ込みますので、この項目だけでフォローできますかっていうことなんです。先ほどヒ素とかフッ素とかがあるということで指定されたところの土地の雨水を水処理をして放流するっていうことになりますね、そのときにヒ素とかフッ素について水処理ができるかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

事業者 : そちらについても千葉県さんの方と土壤汚染対策法の１２条申請にてちゃんと管理をしなければいけないことをですね、今後調整していかなければいけないというふうに思いますので、もちろんこの仮設排水処理装置の方で水質測定が必要なものも場合があ

るのであればそちらについてはもちろん実施させていただきます。

議 長 : 承知しました。ありがとうございます。私からちょっとお話をさせていただきましたが他の委員の方から他にご意見等ございますでしょうか。

梶山委員 : 議長からもお話ありましたように、土壤汚染対策法に基づくのであれば、含有量・溶出量また地下水も当然基準が定められていますので、本工事に伴い発生し得る有害物質に関しては漏れなく測定された方がよろしいかと思います。後々問題になる前にですね、排水処理の工程管理の方でも対象項目は網羅されて、また条例等に関する項目も踏まえて、そういったところは先ほどから県の方と相談しているお話ありましたけれども、本事業に伴って、使用する検査対象品目をそのまま伝えてアドバイスいただいた方がよろしいかと思います。よろしくお願いします。

事業者 : ご指摘ありがとうございます。

議 長 : 他に何かございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 : そうしましたら、ご意見の方がないうことでございますので、事業者への質疑はこれにて終了させていただきたいと思います。

事業者の方におかれましては、ご退出をお願いいたします。どうもありがとうございました。

事業者 : ありがとうございました。

(事業者退出)

議 長 : それでは先ほど市長からですね、私へ諮問書が交付されております。こちらの(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書についてはですね、市長からの諮問に対しまして、当審議会から答申を行う必要がございます委員の方で何かご

意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 : それでは事務局から、答申に関しまして何かございますでしょうか。

事務局 : 先ほどですね、事業所さんのご質疑の中で委員の皆様から様々なご意見いただいたかと思えます。

そういった中で生物の多様性の問題、また騒音・振動、特に低周波音の問題、また、土壌汚染の関係それに伴う排水処理等へのご意見があったかと思っております。

今後、改めて答申案について、市長の意見としてこういう意見を申し述べるのが必要ではないかというご意見を再度みなさまから次回の審議会までの間に頂戴できればと思います。

本日どうもありがとうございます。

議 長 : ただいま事務局からの説明につきましてご質問・ご意見等がありますでしょうか。

(意見なし)

ただ今、事務局から提案がいただいた通り、本日の意見を基にまとめさせていただくという方向で進めさせていただきたいと思えます。

次に答申に向けた今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 ～ 説明内容省略 ～

議 長 : ありがとうございますただいまの事務局の説明について、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 : では事務局から説明がありました通り、委員の皆様はご意見等ご

ございましたら、1月20日の月曜日までに事務局の方に提出の方
お願いいたします。この意見を基に次回の審議会にて答申を作成
していくということになります。

それでは以上で議題（１）、（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建
設計画に係る環境影響評価準備書については終了いたします。

続きまして議題の（２）その他について事務局から何かございま
すでしょうか。

事務局：事務局からその他についてということで、本日机上に配布させてい
ただきました。こちら袖ヶ浦の環境で、先ほどちょっと触れさせて
いただきましたけれども、こちらは令和6年度版ということで、内容
につきましては、令和5年における環境に関する調査結果等をま
とめたものとなりますのでご一読いただければと思います。

こちら、毎年発行しておりまして、ホームページ等で公表まして、
過去のものにつきましては、ホームページからご覧いただければ
と思いますので、よろしくをお願いいたします。その他については以
上でございます。

議長：続きまして、委員の皆様よりご意見等ありましたらよろしくお願
いします。

（特になし）

議長：それでは、議題（２）その他につきましては終了とさせていただきます。

以上をもちまして、議事が終了いたしましたので、議長の任を解
かせていただきます。委員の皆様にはご協力をいただき、ありが
うございました。進行を事務局にお返しします。

（６）閉会

事務局：会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項を申し上げます。次回の審議会につ
きましては、2月6日開催で通知を送らせていただいたところで
ございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第3回袖ヶ浦市環境審
議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました皆様ありが

とうございました。

以上

令和6年度第3回袖ヶ浦市環境審議会

会 議 次 第

日時 令和7年1月8日（水）午後2時から

場所 袖ヶ浦市役所中庁舎4階第2委員会室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問書の交付

5 議事

（1）（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書
（再手続版）について（諮問）

（2）その他

6 閉会

環境影響評価制度について

1 環境影響評価（アセスメント）制度の目的

道路の整備や発電所の建設などの開発事業による重大な環境影響を防止するため、開発の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果について、市民や自治体などから意見を聴き、それらを踏まえた環境の保全の観点からよりよい事業計画を作るための制度であり、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としている。

2 根拠法令等

- ・ 環境影響評価法
- ・ 電気事業法（発電所建設の場合）
- ・ 千葉県環境影響評価条例

3 環境影響評価手続

（１）計画段階環境配慮書【図書の縦覧】

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

（２）環境影響評価方法書【図書の縦覧】【説明会の開催】

環境影響評価において、どのような項目において、どのような方法で調査・予測・評価をするかという計画を示した図書。

縦覧、説明会の後、知事等の意見を踏まえて手法を選定し、現地調査・予測・評価に臨む。

（３）調査・予測・評価の実施

一年以上の現地調査（例外あり）・予測・評価を実施し、環境保全のための対策を検討し、この対策が取られた場合における環境影響を総合的に評価する。

(４) 環境影響評価準備書【図書の縦覧】【説明会の開催】

調査・予測・評価終了後、その結果について意見を聴くため、準備書を作成し、知事等に送付する。

準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書となっている。

(５) 環境影響評価書【図書の縦覧】

準備書に対する知事等の意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で作成される図書。

事業者は環境大臣等の意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直したうえで評価書を確定する。

評価書が確定したことを公告・縦覧が終わることで環境影響評価手続きは終了する。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上
-----------	--------------------

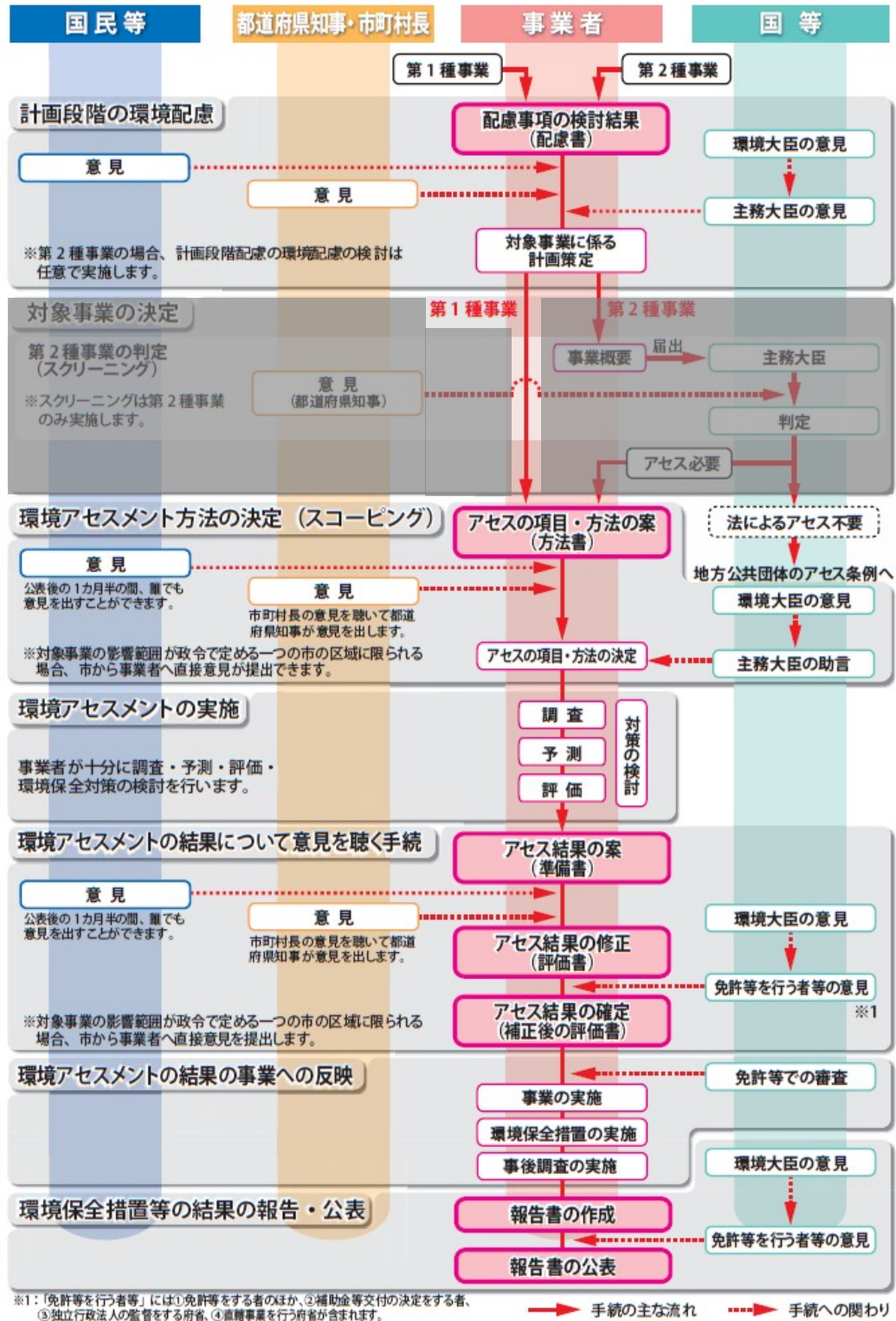
（*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（*2）港湾計画については、港湾環境アセスメント（14 ページ参照）の対象となる。

出典：「環境アセスメント制度のあらまし」環境省 ※一部加工

(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ



出典：「環境アセスメント制度のあらまし」 環境省 ※一部加工

(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る
経緯及び今後の予定について

1 事業の経過及び環境影響評価手続①

本事業計画は、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーから届出のありました（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画（石炭を燃料とした火力発電）について、株式会社千葉袖ヶ浦パワーが事業を承継し（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画（天然ガスを燃料とした火力発電）について環境影響評価手続きを実施するものです。

事業の承継当初は、復水器の冷却方式に海水を用いたものとして計画し、環境影響評価準備書の手続きまで進めていましたが、令和4年11月に冷却方式の修正を理由に取り下げられました。

その後、冷却方式を空冷に修正して環境影響評価の手続きを環境影響評価方法書から再実施され、令和6年1月に方法書の手続きが完了しました。

令和6年11月に株式会社千葉袖ヶ浦パワーから環境影響評価準備書の届け出があったことから、手続きを行うものです。

	出来事	計画における変更点
平成31年9月	株式会社千葉袖ヶ浦エナジーから事業承継	燃料の種類(石炭⇒天然ガス) 原動力(汽力⇒ガスタービン及び汽力)
令和4年11月	準備書の取り下げ	復水器の冷却方法(海水冷⇒空冷)

1 事業の経過及び環境影響評価手続②

- (1) 当初計画「石炭火力」:平成27年5月～平成31年1月
計画段階環境配慮書・・・平成27年6月届出、同年9月手続き完了
環境影響評価方法書・・・平成28年1月届出、同年7月手続き完了
平成31年1月に石炭火力発電の検討を断念した。
平成31年9月に株式会社千葉袖ヶ浦パワーに事業継承
- (2) 事業引継後「天然ガス(海水冷)」:令和2年7月～令和4年11月
事業承継により環境影響評価方法書手続からの再実施
環境影響評価方法書・・・令和2年7月届出、同年12月手続き完了
環境影響評価準備書・・・令和4年2月届出、同年11月取下げ
- (3) 計画修正後「天然ガス(空冷)」:令和5年7月～
冷却水の冷却方法の変更に伴い、環境影響評価方法書手続からの再手続き
環境影響評価方法書・・・令和5年7月届出、令和6年1月手続き完了
環境影響評価準備書・・・令和6年11月届出

1 事業の経過及び環境影響評価手続③

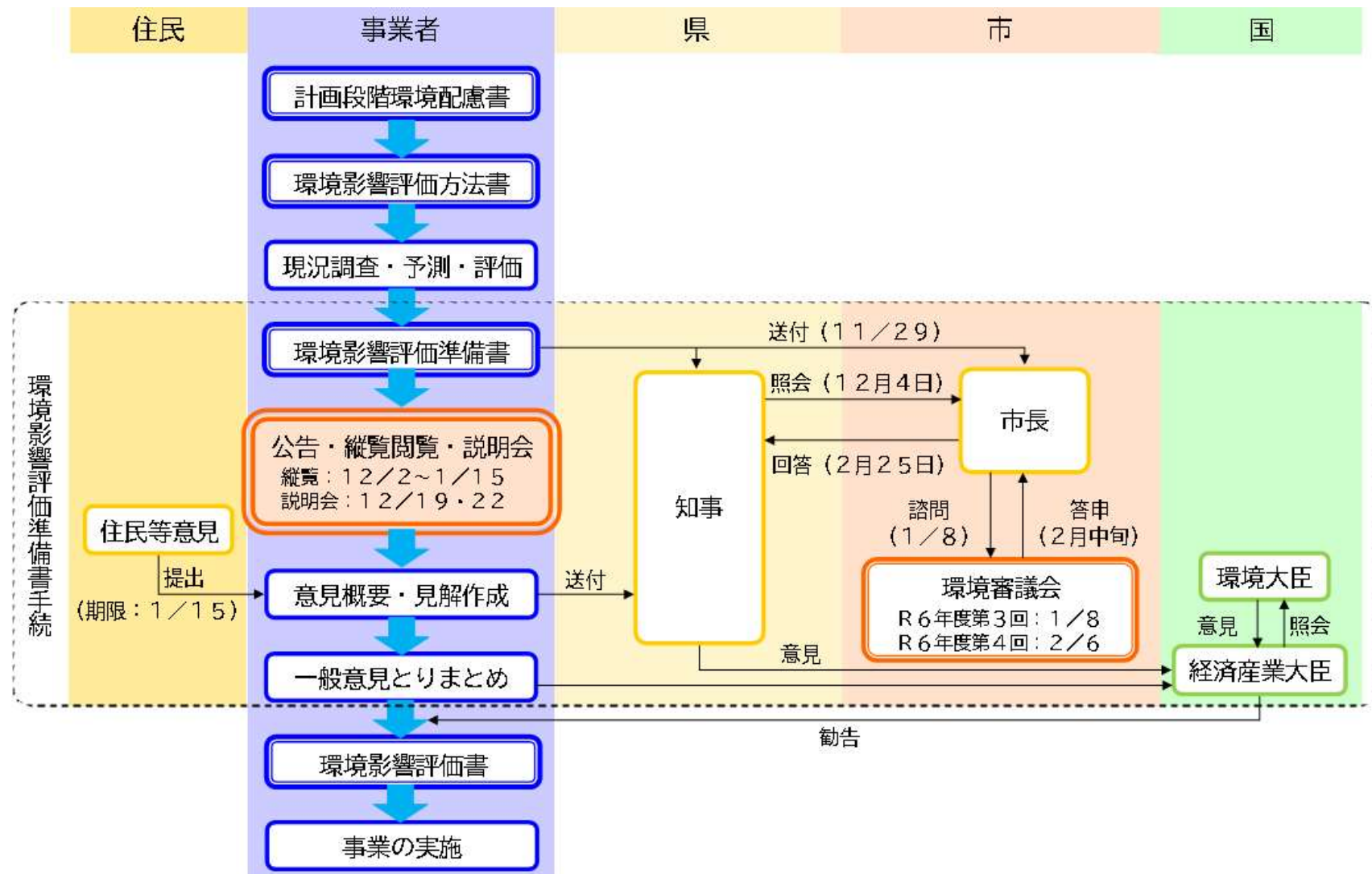
(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係るこれまでの経緯年表

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
石炭火力	■ 株式会社千葉袖ヶ浦エナジー設立									
配慮書	● 届出 ◆ 完了									
方法書		● 届出 ◆ 完了								
				■ 石炭火力発電の検討断念						
天然ガス (海水冷)					■ 事業承継					
方法書						● 届出 ◆ 完了				
準備書								● 届出 ■ 取下げ		
天然ガス (空冷)								■ 計画修正		
方法書									● 届出 ◆ 完了	
準備書										● 届出

2 環境影響評価準備書の届出状況と今後の予定①

縦覧及び住民説明	県意見照会 市長回答
届出：令和6年11月29日 公告：令和6年12月2日 縦覧：令和6年12月2日 ～令和7年1月1日 （令和7年1月15日まで 各縦覧場所にて閲覧可能） 住民説明会（1回目）：令和6年12月19日 【会場：袖ヶ浦市民会館】 住民説明会（2回目）：令和6年12月22日 【会場：長浦おかのうえ図書館】 住民等意見提出期限：令和7年1月15日	千葉県知事意見照会：令和6年12月4日 市環境審議会（諮問及び事業者説明）： 令和7年1月8日 市環境審議会（答申案作成）： 令和7年2月6日 答申期限： 令和7年2月14日 市長意見提出期限： 令和7年2月25日

2 環境影響評価準備書の届出状況と今後の予定②



環境影響評価準備書手続フロー

方法書における審議会の意見及び意見に対する準備書の記載事項について

審議会の意見	準備書の記載
(1) 大気質への影響に関すること 煙突の地上高を100メートルとしたことによる、排ガスの着地点の変動等の影響について、根拠を明確にして予測及び評価すること。	【予測手法】(p385) 二酸化窒素の濃度及び気象の状況を調査し、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」などに示す方法により評価を行った。 【評価手法】(p386) 調査及び予測の結果に基づき、二酸化窒素における環境基準値(1時間値の1日の平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)及び千葉県環境目標値(日平均値の年間98%値が0.04ppm以下)との整合がとれているか評価する。 また、窒素酸化物に係わる環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境保全についての配慮がなされているか検討した。 【予測及び評価の結果】(p589-638) 二酸化窒素において、施設の稼働により寄与濃度とバックグラウンド濃度の合計による将来的な環境濃度を予測したところ、年平均(最大値:岩崎西 0.01220ppm)及び日平均(最大値:蘇我保育所 0.03508ppm)であり、環境基準を満たしていると予測される。(p632-634) また、ダウンウォッシュ等の特殊な条件下においても予測を行い、短期暴露の指針値を満たすと予測される。(p635-638)
(2) 騒音の影響に関すること 機器(機械等)の稼働に係る騒音については、防音壁の設置に伴う音の回折等を考慮した上で、周辺環境への影響を予測及び評価すること。	【予測手法】(p399) 「騒音に係わる環境基準について」及び「騒音規制法」に定められた騒音レベル測定方法の基づき、等価騒音レベル及び時間率騒音レベルの測定を行う。 測定結果を基として、距離減衰や障壁による回折減衰、空気吸収等による減衰を考慮した伝

	搬理論式に基づき騒音レベルの予測を行った。 【評価手法】（p399） 調査及び予測の結果に基づき、環境基準等と整合がとれているか評価する。 また、騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境保全についての配慮がなされているか検討した。 【予測及び評価の結果】（p 676-682） 敷地境界における騒音レベルについては、条例における基準値（朝・夕：65dB 昼：70dB 夜：60dB）を満たすと予測される。（p681） また、居住地への影響について、三か所において住宅地で観測が予測される施設の稼働音と現状の騒音レベルと合算したところ、昼間においてはすべての地点において基準値（60dB）を満たしていたが、夜間において1か所基準値（50dB）を超過していた。（p681） しかしながら、当該地においては現状の騒音レベルにおいても夜間の基準値の超過が確認された地点であり、現状の値と施設の稼働音を合算しても騒音レベルはほとんど上昇しないことから、設備の稼働による騒音の影響は軽微であると評価される。（p682）
（3）生物への影響に関すること 事業区域内の湿地帯に生息する動植物に対する影響について、可能な限り調査、予測及び評価を検討すること。	【予測手法】（p408-419） 文献および現地調査により、重要な種等が確認された場合において、類似の事例の引用又は解析により予測した。 【評価手法】（p408-419） 重要な種等に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているか検討した。 【予測及び評価の結果】（p765-880） （動物） 対象事業実施区域内で確認できた重要な種

	については、哺乳類 1 種、鳥類 2 2 種、爬虫類 1 種、昆虫類 1 2 種であった。(p792) これら動物については、対象事業実施区域内の周辺において生息環境である樹林地及び草地が広く存在していることから、影響は少ないものと予測される。(p826-858) (植物) 対象事業実施区域内で 8 種の重要な種が確認できた。(p868) 確認できた種のうち工事などにより生息地が消失するものにおいては、工事実施前に種子を採取し、適地へ播種する。 播種後は生育状況及び生育環境の環境監視を行い、適正な育成管理に努める。 これらのことから、植物への影響は少ないものと予想される。(p875-880)
(4) その他環境への影響に関すること 空気冷却復水器の稼働に係わる排熱について、類似施設から知見を取り入れることなどにより、可能な限り多様なシミュレーションを行い、環境への影響の予測及び評価を検討すること。	【予測手法】(p407) 風向及び風速等の気象条件の測定結果を基に、3 次元熱流体モデルによって、住居地域などでの地表面付近の気温上昇が生じやすい気象条件について予測を行った。 【評価手法】(p407) 温風に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境保全についての配慮がなされているか検討した。 【予測及び評価の結果】(p737-763) 3 次元熱流体モデルを用いた予測の結果、地表面付近の気温の最も上昇する条件は、年間最大風速である 15.1m/s の北北西の風が吹き続けた場合であり、その時の住居地域の地表面付近の気温は最大で 0.7℃上昇すると予測される。(p754-762) なお、本地点では気温が高くなる夏場においては南風がほとんどであり、温風の影響は少ないものと考えられる。(p763)